

投票立会人の報酬額改定に係る地域説明の経過等について（報告）

福岡市においては、平成 21 年度から、「コミュニティと真に共働する市役所」の実現に向けて、コミュニティの自治を尊重した事業への転換に取り組んでいる。

こうした中、7月に、投票立会人の報酬額改定をめぐり、次の案件が発生した。

1 経過

- (1) 投票立会人については、各区選挙管理委員会より、自治協議会長（自治協議会が未設立の校区は相当する自治組織の長）に推薦を依頼している。平成 20 年度に、市選挙管理委員会が投票立会人の報酬額改定を決定し、平成 21 年 3 月に条例改正等の手続きを実施した。

※ 投票立会人の報酬額をおおむね半額に減額（二交代制で従事する場合）。適用は 21 年度～。

- (2) 8月に選挙が執行される見込みとなったため、各区選挙管理委員会が、区自治協議会等会長会等において、各校区の会長に対し投票立会人（校区毎に人数を指定）の推薦を依頼し、報酬額改定について説明を行った。※ 詳細な手順は区により若干異なる
- (3) 改定決定後の言い渡しであったこと、また、報酬額の減額により現実に推薦作業が困難になると予測されることから、説明の場が紛糾し、「今回の依頼には応じない」とする校区も出るなど、選挙の円滑な執行が危ぶまれる事態となった。

2 問題点

- コミュニティ内で混乱が生じる可能性が高いにもかかわらず、相手方に事前の説明や協議を行うことなしに、報酬額の改定を決定した。 [一方的]
- 決定事項を、選挙執行の直前、推薦の協力を依頼する際に通知した。 [上意下達]
- 改定内容は、投票立会人になりうる人（大半の市民が該当）に市が直接周知すべきであったのに、自治協議会等会長がその役割を担うものとしていた。 [業務の押し付け]

コミュニティからの意見（主なもの）

- ・ 報酬の減額は確かに厳しい。だが、金額以前の問題として、改定の理由を事前にきちんと説明してほしかった。
- ・ 自治協議会等会長や自治会・町内会長は、もはや町世話人（非常勤特別職職員）ではない。市が文書一つで当然のことにように依頼を行っているのが一番の問題だ。
- ・ 投票立会人を自治協議会等会長が推薦しなければならない必然性はないことを理解していない上に、条件の変更を説明する役割まで当然のように担わせている。しかも、そのことについてまったく認識がない。
- ・ 自治協議会等会長に説明すれば地域住民への説明が終わると思っていないか。市には市の責任がある。
- ・ 平成 21 年度から事業の進め方の見直しに取り組んでいるはずだ。気を引き締めてもらいたい。コミュニティと真摯に向き合おうと努力している部署もある中で、今回の件はとても残念だ。

3 対応

- コミュニティ内での混乱を少なくするため、投票立会人の報酬額については、減額を段階的に適用するよう経過措置を設けることとした。
- 今回の不適切な進め方についてのお詫びと経過措置の内容について記載した文書を、担当部署より各校区に持参し、説明を行った。